

# 土地改良施設維持管理適正化事業実施要領

〔 昭和52年4月20日付52構改B第601号  
最終改正 令和2年4月1日付け元農振第2616号 〕

各 地 方 農 政 局 長  
内 閣 府 沖 縄 総 合 事 務 局 長  
国 土 交 通 省 北 海 道 開 発 局 長  
各 都 道 府 県 知 事  
全 国 土 地 改 良 事 業 団 体 連 合 会 会 長  
株 式 会 社 日 本 政 策 金 融 公 庫 代 表 取 締 役 総 裁  
沖 縄 振 興 開 発 金 融 公 庫 理 事 長

殿

農 林 省 構 造 改 善 局 長

## 1 土地改良区体制強化事業を実施していない地方連合会等の特例

- (1) 土地改良区体制強化事業実施要綱（平成28年4月1日付け27農振第2429号農林水産事務次官依命通知）第3の2の（2）の土地改良施設の診断・管理指導（以下「管理指導事業」という。）を実施していない都道府県土地改良事業団体連合会（以下「地方連合会」という。）が、土地改良施設維持管理適正化事業実施要綱（昭和52年4月20日付け52構改B第600号農林事務次官依命通知。以下「要綱」という。）に基づき、土地改良施設維持管理適正化事業（以下「適正化事業」という。）について、資金の拠出、交付金の交付等を行う場合には、あらかじめ地方農政局長（沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）の認定を受けなければならない。
- (2) 地方連合会が（1）の認定を受けようとする場合には、次の事項を記載した認定申請書（別紙様式第1）を関係都道府県を経由して提出しなければならない。
  - ア 管理指導事業に準じた診断・管理指導の実施に関する事項
  - イ 適正化事業事務処理体制に関する事項
- (3) 地方農政局長は、（2）の申請を審査した結果、当該申請に係る地方連合会が、関係都道府県又は他の地方連合会の応援等により、管理指導事業と同程度の土地改良施設の診断・管理指導及び適正化事業の事務遂行が可能であると認めた場合には、（1）の認定を行うものとする。
- (4) 地方農政局長は、（3）により認定を行った場合には、関係都道府県を経由して当該申請に係る地方連合会に通知するほか、全国土地改良事業団体連合会（以下「全国連合会」という。）及び農村振興局長に通知するものとする。

## 2 認定に係る地方連合会の土地改良施設の診断・管理指導

認定に係る地方連合会の土地改良施設の診断・管理指導により、地方農政局長の認定を受けた地方連合会が1の（2）の申請書に記載された方法に従って行う土地改良施設の診断・管理指導は、要綱第2の6に規定する管理指導事業とみなす。

## 3 適正化事業の基準等

- (1) 要綱第2の6に規定する整備補修の基準は、次の全てを満たすものとする。
  - ア 管理指導事業の結果又は国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2774号農林水産事務次官依命通知）等に従

って策定する施設の劣化状況等を調べる機能診断に基づき施設の機能を保全するために必要な対策方法等を定めた計画（国又は国の補助金等の交付を受けて都道府県等が策定するものに限る。以下「機能保全計画」という。）において必要と認められた整備補修であって、要綱第3の2に基づく改良区等拠出金の対象となっているものであること。

イ 整備補修の対象施設が団体営規模以上の事業により造成された施設であること。  
ウ 1地区当たりの事業費が200万円以上のものであること。

(2) 適正化事業として行う土地改良施設の整備補修工事とは、おおむね5年間単位に行われる施設の整備補修であって、毎年経常的に行うべきものを除くものとする。

なお、土地改良施設の一部更新を実施する場合は、当該一部更新を実施することにより、当分の間、当該施設を全面的に改修しなくとも施設機能を保持できることが確実であると見込まれる場合に限る。

これらの内容を例示すれば、別紙1のとおりである。

(3) 要綱第3の1に規定する緊急整備補修(以下単に「緊急整備補修」という。)の基準は、次に掲げるいずれかの事由が生じていることとする。

ア 予測し得ない事故等の発生

イ 施設管理体制の著しい低下

#### 4 土地改良区等の拠出金

(1) 要綱第3の2の土地改良区等ごとの各年度の拠出金の算定は、次式により行うことを原則とする。

$$P = \frac{A \times (0.6 - Q)}{n}$$

P = 毎年度の土地改良区等の拠出金

A = 一定期間 (n) 内における適正化事業の実施に要する経費として見込まれる額

Q = 地方公共団体の補助率

n = 期間 (原則として5年とする。) (単位: 年)

(2) 土地改良区等の拠出金は、原則として、一定期間内においては、同額とするものとする。

(3) 要綱第3の2の規定により緊急整備補修を実施する年度に一括して拠出することとされる土地改良区等ごとの拠出金の算定にあつては、(1)にかかわらず次式により行うこととする。

ア 緊急整備補修によりその管理する土地改良施設に係る適正化事業の実施を了する土地改良区等の拠出金

$$R = A \times (0.6 - Q) - S$$

R = 土地改良区等の緊急整備補修の実施に伴い一括して拠出することとされる拠出金

A = 適正化事業の実施に要する経費として見込まれる額

Q = 地方公共団体の補助率

S = 適正化事業に拠出を開始した年度から緊急整備補修を実施する年度までに拠出した拠出金

イ 緊急整備補修によりその管理する土地改良施設に係る適正化事業の実施を了する土地改良区等に代わって適正化事業に拠出することとなる土地改良区等 (以下「新規加入資金拠出者」という。) の拠出金

$$T = A \times (0.6 - Q) - U$$

T = 新規加入資金拠出者が適正化事業への拠出を開始する年度において一括して拠出することとされる拠出金

A = 適正化事業の実施に要する経費として見込まれる額

Q = 地方公共団体の補助率

U = 新規加入資金拠出者が適正化事業への拠出を開始する年度の翌年度以降において拠出する予定の拠出金

- (4) 地方公共団体の補助金は、適正化事業の実施に要する経費の3割に相当する額を標準とする。

## 5 資金拠出者の取扱い

要綱第4の3及び要綱第7に規定する資金拠出者は拠出金申込年次別に取り扱うものとする。ただし、新規加入資金拠出者の申込年次は、緊急整備補修を実施する土地改良区等の申込年次と同一の年次として取り扱うものとする。

## 6 適正化事業交付金

- (1) 要綱第4の3の(2)に規定する一定期間は、4の(1)に規定する一定期間と同期間とする。ただし、緊急整備補修に係る土地改良区等にあつては、実際に資金を拠出する期間とする。
- (2) 要綱第4の3の(2)に規定する資金拠出者の拠出金に見合う予定交付金額は4の(1)及び(3)のAとして算定された額に0.9を乗じて得た額とする。

## 7 適正化事業実施計画の策定

- (1) 地方連合会は、適正化事業への拠出を希望する土地改良区等と調整の上、別紙様式第2により翌年度以降における適正化事業の実施計画（以下単に「実施計画」という。）をとりまとめ、前年度の2月末日までに地方農政局等（北海道土地改良事業団体連合会にあつては農村振興局、沖縄県土地改良事業団体連合会にあつては内閣府沖縄総合事務局、その他の都府県の土地改良事業団体連合会にあつては地方農政局をいう。以下同じ。）及び全国連合会と協議するものとする。

なお、実施計画においては、管理指導事業による診断結果又は機能保全計画において必要と認められた整備補修の緊急度の高い順（管理指導事業の結果必要と認められた整備補修の場合は、土地改良区体制強化事業実施要領（平成28年4月1日付け27農振第2430号農村振興局長通知）第2の2の(5)のウに別添として定める土地改良施設診断の評価基準Iの4に定める緊急度k1、k2、k3の順、機能保全計画において必要と認められた整備補修の場合は、別紙5の基準により定める緊急度k1、k2、k3の順）に位置付けるものとする。

- (2) 実施計画に位置付けることができる土地改良区（土地改良区連合を含む。以下同じ。）は、地区面積がおおむね300ヘクタール以上、市町村等の行政区分の単位又は職員（当該土地改良区の規約等により置くこととされている職員に限る。）1名以上の土地改良区（合併等により、これらの要件を満たすことが見込まれる土地改良区を含む。）とする。
- (3) 地方連合会は、(1)の協議をするには、予め関係都道府県と協議しなければならない。
- (4) 全国連合会は、実施計画をとりまとめ、3月末日までに農村振興局に報告しなければならない。

(5) 地方連合会は、実施計画について、次に掲げる変更をする必要が生じた場合（緊急整備補修を実施する必要が生じた場合を含む。）には、当該変更について別紙様式第2の2により速やかに関係都道府県、地方農政局等及び全国連合会と協議するものとする。

ア 対象施設の変更

イ 整備補修内容の重要な変更

(6) 全国連合会は、(5)の結果を速やかに農村振興局に報告しなければならない。

## 8 各地方連合会ごとの交付目標額の設定及び通知

全国連合会は、実施計画について、要綱第8の1の(2)に規定する土地改良施設維持管理適正化事業運営委員会（以下「運営委員会」という。）に諮り、運営委員会からの答申に基づき各地方連合会ごとの適正化事業交付金交付目標額を設定し、4月末日までに(7の(5)の場合にあっては、地方連合会との協議後速やかに)地方連合会に通知するものとする。

## 9 交付申請手続等

(1) 要綱第5の1に基づき適正化事業実施者が提出する交付金交付申請書は、別紙様式第3によるものとする。

(2) 管理指導事業を実施していない地方連合会による要綱第5の3の規定による審査は、原則として、1の(2)の申請書において、診断・管理指導予定技術者として記載された者が行うものとする。

(3) 地方連合会が要綱第5の6に規定する工事の実施状況の検査を行うにあたっては、あらかじめ適正化事業実施者から工事完了報告書及び交付金請求書を提出させるものとし、当該検査は、管理専門指導員（管理指導事業を実施していない地方連合会にあっては、原則として1の(2)の申請書において、診断・管理指導予定技術者と記載された者。以下この項において同じ。）にこれを行わせるものとし、管理専門指導員がこれを了した場合には、地区ごとに次の事項を記載した竣功検査報告書を地方連合会長に提出するものとする。

ア 施設名

イ 工事内容

ウ 請負者住所氏名

エ 工事場所

オ 事業費（請負代金等）

カ 契約期間

キ 工事実施期間

ク 検査年月日

ケ 検査の結果

## 10 資金拠出約款の作成

要綱第6に規定する資金拠出約款は、全国連合会が作成するものにあつては別紙2の例を、地方連合会が作成するものにあつては、別紙3の例を参考とするものとする。

## 11 拠出金台帳の作成等

要綱第7に規定する適正化事業に関する会計は、適正化事業のうち緊急整備補修に関する会計を区分して経理することとし、拠出金台帳は、全国連合会にあつては別紙

様式第4～4の2の例を、地方連合会にあつては別紙様式第5～5の2の例を参考として作成するものとする。

## 12 運営委員会の業務執行体制

運営委員会は、おおむね次のとおりとする。

### (1) 運営委員会の構成員

- |                         |     |
|-------------------------|-----|
| ア 農村振興局の職員              | 1名  |
| イ 全国連合会の役職員             | 1名  |
| ウ 地方連合会の役職員             | 4名  |
| エ 運営委員会の運営に関し専門的知識を有する者 | 若干名 |

### (2) 運営委員会の運営

運営委員会の運営に当たっては、おおむね別紙4の土地改良施設維持管理適正化事業運営委員会設置規程（例）によるものとする。

### (3) 運営委員会の業務

#### ① 資金造成、交付金の配分及び資金の管理運用に関する事項

運営委員会は、全国連合会が行う資金造成、交付金の配分及び資金の管理運用等を管理するものとする。

#### ② 新規加入地区に関する事項

##### ア 新規加入地区の取扱い基準

運営委員会は、毎年度、優先的に取り扱う地区の基準を作成するものとする。

##### イ 新規加入地区の審査等

運営委員会は、8の規定に基づき実施計画について審査し、その結果を全国連合会に答申するものとする。

#### ③ 実施地区に関する事項

運営委員会は、要綱第10の1の規定に基づき報告される適正化事業の実施結果を審査するものとする。

#### ④ その他の事項

運営委員会は、①から③までの業務を円滑に遂行するため必要な調査の指示を全国連合会に行うことができるものとする。

## 13 適正化事業の実施結果の報告

(1) 要綱第10の1及び第10の2に規定する報告は、別紙様式第6によるものとする。

(2) 要綱第10の3に規定する報告は、別紙様式第7によるものとする。なお、当該報告に当たっては、要綱第10の1に基づく地方連合会からの報告書（別紙様式第6）を添付するものとする。

(3) 要綱第10の4に規定する報告は、別紙様式第8によるものとする。

## 14 補助金交付決定前の着手

事業は、原則として、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第6条第1項の補助金等の交付の決定（以下「補助金交付決定」という。）後に着手するものとする。

ただし、事業の効果的な実施を図るため、補助金交付決定前に事業に着手する場合には、全国連合会は、予め、その理由を明記した別紙様式第9号に定める土地改良施設維持管理適正化事業補助金交付決定前着手届を、農村振興局長に提出するものとする。

**附 則**

- (1) 本事業の実施に当たっては、平成22年1月15日付け21農振第1733号農村振興局長通知に留意されたい。
- (2) この通知による改正前の土地改良施設維持管理適正化事業実施要領1の(3)に基づく認定を受けた地方連合会については、1の(3)に基づく認定を受けたものとみなす。

**附 則**

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

## 別紙 1

### 土地改良施設整備補修（例）

#### 1 整備補修

機能低下防止、機能回復等のため、おおむね5年に1回程度の頻度で行う必要のある整備補修

##### (1) 水門扉の整備補修

- ① 吊ワイヤー、ロープ取替（断線、ロープ芯部の油による弾力性の低下、さび発生等により切断の危険性のあるもの）
- ② ゲート水密ゴム取替（ゲート漏水防止用ゴムで長期間水中にあるため、ゴム疲労による弾力性の低下、損耗や流木等による損傷のため漏水の危険性のあるもの）
- ③ 捲上機の整備調整（減速機、ブレーキ等の点検調整を行い、損傷箇所の修理取替えを行う必要のあるもの）
- ④ ゲート補修（鉄板腐しやく部分等の取替、やきなおし等補強を要するもの）

##### (2) 原動機、ポンプのオーバーホール

- ① ポンプのオーバーホール（軸受の減耗やランナーの減耗が許容限度に達し、ポンプの機能低下をきたしているもの）
- ② ディーゼル機関のオーバーホール（シリンダー等の減耗が許容限度に達したものの）

##### (3) 電気設備の精密整備（しゃ断機、変圧器、配電盤、整流器、電動機、配電設備等の損傷箇所の修理取替）

##### (4) 門扉等の塗装

##### (5) 用排水路の小規模の補修しゅんせつ

#### 2 設備改善

災害未然防止その他保安上又は設備の性能の向上等により、管理の効率化と労力節減を図るために必要とされる施設本体の附属設備の改善等

- (1) 観測用設備（雨量計、水位計、流量計、その他測定用設備の改善更新）
- (2) 通報用設備（無線機等）
- (3) 流木処理用設備（防塵装置、流木捲上機等により洪水時に流木を迅速に処理する必要のあるもの）

#### 3 一部更新

（管理の効率化と労力節減を図るために必要となる施設の一部更新）

- (1) 用排水機場におけるポンプ
- (2) 用排水機場における動力機器

## 別紙 2

### 全国土地改良事業団体連合会土地改良施設維持管理適正化資金拠出約款（例）

（目的）

**第1条** 本連合会が行う、土地改良施設維持管理適正化事業（以下「適正事業」という。）に必要な資金（以下「資金」という。）の造成その他運営については、土地改良施設維持管理適正化事業実施要綱（昭和52年4月20日付け52構改B第600号農林事務次官依命通知）及び土地改良施設維持管理適正化事業実施要領（昭和52年4月20日付け52構改B第601号農村振興局長通知。以下「要領」という。）に定められるもののほか、この約款に定めるところによる。

（資金拠出申込適格）

**第2条** 資金の拠出申込みを行うことができる者は、次に該当する者とする。

（1）土地改良区体制強化事業実施要綱（平成28年4月1日付け27農振第2429号農林水産事務次官依命通知）第3の2の（2）の土地改良施設の診断・管理指導を実施している都道府県土地改良事業団体連合会

（2）（1）以外の都道府県土地改良事業団体連合会にあって、地方農政局長（沖縄県にあっては沖縄総合事務局長）の認定を受けたもの

（拠出申込手続）

**第3条** 資金の拠出申込みをしようとする都道府県土地改良事業団体連合会（以下「地方連合会」という。）は、別に定める様式により、拠出申込みを行うものとする。

（拠出金の納付）

**第4条** 地方連合会は、毎年6月末日までに（緊急整備補修に充てるための資金の拠出にあっては、要領8の通知後速やかに）拠出金を納付しなければならない。

2 前項の拠出金は、本連合会の賦課金として扱うものとし、その額及び算出の方法等は本連合会の定款に定めるところによる。

（拠出金の明細）

**第5条** 地方連合会が前条第1項の拠出金を拠出する場合には、地方連合会の会員等からの拠出金に相当する部分と、地方公共団体からの補助金に相当する部分との明細を明らかにした書面を添付するものとする。

（拠出金の使途）

**第6条** 拠出金は、適正化事業以外の経費に使用することができないものとする。

（交付金）

**第7条** 交付金は、毎年度地方連合会からの申請に基づき、別に定める各地方連合会ごとの交付目標額の範囲内で交付する。

（拠出金及び交付金の経理）

**第8条** 本連合会は、地方連合会ごとに拠出金及び交付金を経理するものとする。

（交付金調整の特別措置）

**第9条** 本連合会は、前条の規定に基づく経理区分を勘案の上経理した結果、交付金に余裕を生じた地方連合会がある場合には、これを調整し、他の地方連合会にこれを交付することができるものとする。

2 前項の規定により調整を行った場合には、原則として翌年度これを再調整するものとする。

（利息）

**第10条** 拠出金には、利息を附さないものとする。

2 資金の運用によって生ずる法定果実については、資金の管理運用に要する経費に充当するものとする。



(事務費)

**第11条** 本連合会は、資金の管理運用に要する経費に充てるため、地方連合会から賦課金を徴収するものとする。

2 前項の賦課金の額及びその算出方法等は本連合会の定款の定めるところによる。

(事務費交付金)

**第12条** 本連合会は、適正化事業に係る地方連合会の事務に要する経費の一部について、事務費交付金を交付することができるものとする。

2 前項の事務費交付金の額その他交付手続等については別に定める。

(遵守義務)

**第13条** 地方連合会は、上記各条項を遵守するものとし、これに違反したときは、別に定めるところにより違約金を支払わなければならないものとする。

### 別紙 3

## 〇〇県土地改良事業団体連合会土地改良施設維持管理適正化資金拠出約款（例）

（目的）

**第1条** 本連合会が、会員等のために行う土地改良施設維持管理適正化事業（以下「適正化事業」という。）に係る拠出金の拠出、交付金の交付等については、土地改良施設維持管理適正化事業実施要綱（昭和52年4月20日付け52構改B第600号農林事務次官依命通知。（以下「要綱」という。））及び土地改良施設維持管理適正化事業実施要領（昭和52年4月20日付け52構改B第601号構造改善局長通知。以下「要領」という。）に定められるもののほか、この約款に定めるところによる。

（申込適格）

**第2条** 適正化事業に係る本連合会への拠出金を拠出することができる者は、次に該当する者とする。

（1）本連合会の会員

（2）（1）以外の者で本連合会の会長が知事と協議して認定した者

（拠出申込手続）

**第3条** 資金の拠出申込みをしようとする者（以下「資金拠出者」という。）は、別に定める様式により拠出申込みを行うものとする。

（拠出金の納付等）

**第4条** 資金拠出者は、原則として5ヶ年以上継続して毎年度5月末日までに（緊急整備補修に充てるための資金の拠出にあつては、拠出申込後速やかに）、本連合会に拠出金（地方公共団体からの補助金を含む。以下同じ。）を納付しなければならない。

2 前項の拠出金の額は、要領4の（1）及び（3）により算定して得た額とする。

3 第1項の拠出金で、第2条第1号に掲げる者に係るものについては、本連合会の賦課金として、同条第2号に掲げる者に係るものについては寄附金として取扱うものとする。

4 第1項の拠出金の額は、原則として、第3条による申込後5年間は変更できないものとする。当該5年間（緊急整備補修に係る土地改良区等にあつては、実際に資金を拠出した期間）を経過後、新たな拠出金の額を定めた場合も同様とする。

（拠出金の使途）

**第5条** 拠出金は、全国土地改良事業団体連合会が行う適正化事業に係る資金造成に対する拠出金以外の経費に使用することはできないものとする。

（交付金の交付決定等）

**第6条** 交付金は、次の全てを満たす場合に交付することができるものとする。

（1）拠出金を一定期間毎年継続して拠出する資金拠出者であつて、第4条第1項及び第2項の規定に従い過年度の拠出金を納付したものであること。

（2）拠出金について第9条に規定する欠損を生じている資金拠出者でないこと。

（3）適正化事業の対象施設につき、本連合会が行う土地改良区体制強化事業実施要綱（平成28年4月1日付け27農振第2429号農林水産事務次官依命通知）第3の2の（2）の土地改良施設の診断・管理指導を受けた施設又は国営造成水利施設保全対策指導事業実施要綱（平成15年4月1日付け14農振第2537号農林水産事務次官依命通知）等に従つて施設の劣化状況等を調べる機能診断に基づき施設の機能を保全するために必要な対策方法等を定めた計画（国又は国の補助金等の交付を受けて都道府県等が策定するものに限る。）を策定した施設であつて、拠出金の対象となっているものであること。

（4）適正化事業につき、土地改良区体制強化事業実施要綱第3の2の（1）の本連合

会の管理専門指導員の審査を受けたものであること。

2 本連合会は、毎年度、要綱第5の1の交付申請書を提出した者のうち、前項に掲げる条件を満たす者について、その事業の緊急性、事業費の額、拠出金の拠出状況等を勘案して、交付金の交付を決定するものとする。

3 本連合会は、要綱第5の5の規定に基づき資金拠出者ごとに、適正化事業の竣功検査を了した後、前項の交付金を交付するものとする。

(交付金の額)

**第7条** 交付金の額は要綱第4の3に規定する限度額の範囲内とする。

(交付金請求手続)

**第8条** 要領9の(3)に規定する工事完了報告書及び交付金請求書は、別紙様式によるものとする。

(加重負担義務)

**第9条** 交付金の交付を受けた結果、拠出金に欠損(当該土地改良区等の拠出金の累計額から交付金のうち当該資金拠出者が拠出すべき額に相当する額を差し引いて得た額が負となる場合をいう。)を生じた資金拠出者は、第4条の規定にかかわらず、当該欠損がなくなるまでの間、第4条の拠出金のほか、当該拠出金に0.5を乗じて得た額を特別拠出金として拠出しなければならないものとする。

2 前項の特別拠出金は、本連合会において管理するものとし、その用途は、適正化事業の円滑な実施に資するよう別に定める。

(利息)

**第10条** 拠出金及び特別拠出金には利息を付さないものとする。

(事務費)

**第11条** 本連合会は、適正化事業の実施に必要な本連合会の事務に要する経費に充てるため、資金拠出者から賦課金又は寄附金を徴収するものとする。

2 前項の賦課金の額、算定方法等については、本連合会の定款の定めるところによる。

3 第1項の寄附金の額及びその納付方法は、別に定める。

(拠出の継続義務)

**第12条** 資金拠出者が行う第3条の申込みは、5年間(新規加入資金拠出者にあつては、緊急整備補修の実施年度から起算して、緊急整備補修を実施する土地改良区等が資金を拠出することとしていた最終年度までの期間)を単位とするものとし、この間は、特別の事情のない限り、資金の拠出を継続しなければならないものとする。

2 前項の期間が経過する前60日までに土地改良区等からの申出がない限り、本約款に定める拠出義務は自動的に更新したものとみなす。

3 前項の更新が行われた場合には第1項の規定を準用する。

(遵守義務)

**第13条** 資金拠出者は、上記各条項を遵守するとともに、これに違反したときは、別に定めるところにより、違約金を支払わなければならないものとする。

## 別紙 4

### 土地改良施設維持管理適正化事業運営委員会設置規程（例）

#### （目的）

第1条 土地改良施設維持管理適正化事業運営委員会（以下「運営委員会」という。）は、全国土地改良事業団体連合会（以下「全国連合会」という。）が実施する土地改良施設維持管理適正化事業の適正な実施を図ることを目的とする。

#### （設置）

第2条 運営委員会は、全国連合会に設置する。

#### （所掌事務）

第3条 運営委員会は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- ① 資金の造成、交付金の各地方連合会への配分その他資金の管理運用に関する事項
- ② 適正化事業の新規加入地区に関する事項
- ③ 適正化事業の実施地区に関する事項
- ④ その他の事項

#### （構成）

第4条 運営委員会は、次に掲げる者によって構成する。

- |                         |     |
|-------------------------|-----|
| ① 農村振興局の職員              | 1名  |
| ② 全国連合会の役職員             | 1名  |
| ③ 地方連合会の役職員             | 4名  |
| ④ 運営委員会の運営に関し専門的知識を有する者 | 若干名 |

2 前項の委員の選任等については、あらかじめ農村振興局と協議の上、定める。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。また、補欠委員の任期は、前任の残任期間とする。

#### （委員長の選任）

第5条 運営委員会は、委員の互選により委員長を選任し、委員長の指示等により執り行うものとする。

#### （事務局）

第6条 運営委員会の事務を処理するため事務局を置く。

2 事務局は、全国連合会の職員をもってこれを構成する。

## 別紙 5

### 機能保全計画において必要と認められた整備補修の緊急度に関する基準

機能保全計画において必要と認められた整備補修を実施計画に位置付ける場合は、下表により、機能保全計画における施設の健全度を土地改良施設診断の評価基準の緊急度に置き換えるものとする。

機能保全計画における施設の健全度		土地改良施設診断の評価基準の緊急度		
	土木施設	施設機械設備		
S-1	施設の構造的安定性に重大な影響を及ぼす変状が複数認められる状態	設備等の信頼性が著しく低下しており、補修では経済的な対応が困難な状態	k 1	機能低下が著しく、早急に整備補修を要するもの
S-2	施設の構造的安定性に影響を及ぼす変状が認められる状態	機能に支障がある状態。著しい性能低下により、至急対策が必要な状態	k 2	機能低下が見られ、整備補修の検討を要するもの
S-3	変状が顕著に認められる状態	放置しておくとも機能に支障が出る状態で、対策が必要な状態	k 3	経年的な機能低下傾向にあり、計画的な整備補修を要するもの
S-4	軽微な変状が認められる状態	軽微な変状が認められるが、機能上の支障はない状態		
S-5	変状がほとんど認められない状態	異常が認められない状態	k 4	経過の観察を要するもの

(注) 健全度のS-2、S-3及びS-4を置き換える場合は、必要に応じて当該健全度評価に至った個別の評価項目の評価を勘案すること。

認 定 申 請 書

〇〇農政局長殿

〇〇県土地改良事業団体連合会

本会は、土地改良施設維持管理適正化事業実施要領1の(1)の規定による認定をしていただきたく、下記により申請いたします。

1 診断・管理指導対象予定施設明細

番号	施設名	所在地	管理主体	会員の 有 無	規模・構造	数 量	建 設 年 度	建 設 の 事業主体	備 考

2 診断・管理指導予定技術者

氏 名	所属機関名	年 令	最終学歴 (専攻分野)	資 格 等	特 記 事 項

(注) 当該技術者の承諾を得たことを証する書面を添付すること。

3 診断・管理指導実施計画

番号	施 設 名	実施予定 回 数	実施予定 時 期	診断・管 理指導者 数	診 断 ・ 管 理 指 導 予 定 時 期				合 計
					4～6 月	7～9 月	10～ 12月	1～3 月	
		回		人					
合 計		延			延 日	延 日	延 日	延 日	延 日

4 適正化事業事務処理体制

(例) 適正化事業の実施に伴う事務については、本会〇〇課〇〇係が担当して処理するものとする。

土地改良区 等団体名	適正化事業加入施設				診断実績			整備補修の内容	左の実施予定年度別事業費						備考
	施設名	造成 主体	造成 年度	数量	定期 要請 機能 保全 計画 の別	実施 回数	実施 年度		〇〇 年度	〇〇 年度	〇〇 年度	〇〇 年度	〇〇 年度	計	
						回			千円	千円	千円	千円	千円		
〇〇改良区計															
〇〇県計															

- (注) 1 加入年度毎に別葉とすること。  
 2 「整備補修の内容」欄には、整備補修の内容毎に管理指導事業による診断結果における緊急度（機能保全計画における施設の健全度を緊急度に置き換えた場合はその緊急度。k 1～k 3）を記載すること。  
 3 「備考」欄には、整備補修の内容が別紙1の2の設備改善である場合には「設」、3の一部更新である場合には「更」と記載すること。

	土地改良区等 団体名	変更前 後の区 分	適正化事業加入施設				診断実績			整備補修 の内容	左の実施予定年度別事業費						変更等 の理由
			施設名	造成 主体	造成 年度	数量	定期 要請 機能 保全 計画 の別	実施 回数	実施 年度		〇〇 年度	〇〇 年度	〇〇 年度	〇〇 年度	〇〇 年度	計	
		変更前								千円	千円	千円	千円	千円	千円		
		変更後															
〇〇 年度		変更前															
		変更後															

- (注) 1 変更が生じた箇所には下線を付すこと。  
 2 「変更等の理由」欄には必要性等を具体的に記載すること。  
 3 「備考」欄には、整備補修の内容が別紙1の2の設備改善である場合には「設」、3の一部更新である場合には「更」と記載すること。



別紙様式第3

〇〇年度適正化事業交付金交付申請書

〇〇県土地改良事業団体連合会殿

(住 所)

(団体名)

〇〇は、土地改良施設維持管理適正化事業実施要綱第5の1の規定に基づき、適正化事業を実施したいので、交付金〇〇千円の交付を申請します。

記

- 1 施設名
- 2 工事内容
- 3 工事費  
(内訳)
- 4 工事実施予定時期
- 5 拠出金残高
- 6 工事費調達計画

交 付 金 額	自 己 資 金	株式会社日本政策金融公庫融資希望額	そ の 他	計
千円	千円	千円	千円	千円

審査結果

専門指導員（氏名） \_\_\_\_\_ ,

(注) 緊急整備補修にあつては、「7 緊急整備補修を行う理由」を追加する。

別紙様式第4

適正化事業拠出台帳（例）

○ ○ 土地改良事業団体連合会

（単位：千円）

年 度	資 金 造 成							交 付			差引残高	備 考
	会 員 等 拠 出 金 額	地 方 公 共 団 体 補 助 額	拠 出 金 額 合 計	（ 同 左 の ） 納 入 月 日	国 庫 補 助 金 相 当 額	前 年 度 繰 越 金	総 計	交 付 請 求 額	交 付 金 額	（ 同 左 の ） 交 付 月 日		

別紙様式第4の2

適正化事業（緊急整備補修）拠出台帳（例）

○ ○ 土地改良事業団体連合会

（単位：千円）

年 度	資 金 造 成							交 付			差引残高	備 考
	会 員 等 拠 出 金 額	地 方 公 共 団 体 補 助 額	拠 出 金 額 合 計	（ 同 左 の ） （ 納 入 月 日 ）	国 庫 補 助 金 相 当 額	前 年 度 繰 越 金	総 計	交 付 請 求 額	交 付 金 額	（ 同 左 の ） （ 交 付 月 日 ）		

別紙様式第5

〇〇県土地改良事業団体連合会適正化事業拠出金台帳（例）

(No. )
(加入年)
(造成資金額)

拠出者名	(代表者 )
拠出者住所	(TEL )

(1) 適正化事業対象施設

(単位：千円)

施設名	所在地	定期診断 対象回数	規模・構造	数量	建設 年度	建設の 事業主体	整備補修の内容	事業費	拠出額	特記事項
		回								
合計										

(2) 拠出金交付金・整理表

(単位：千円)

年 度	拠出金			地方公共団体 補助金			交付金					拠出金 残額の 累計	特別拠出金		適正化事業実施経緯				
	拠出金納入		拠出金累計 (各年度末)	県	市 町村	計	交付 月日	交付金明細					特別拠 出金額	同左の 累計額	事業 内容	事業費			竣功 検査 年月日
	月日	金額						拠出金 相当額	地方公共 団体補助 金相当額	国庫補助 金相当額	計					総額	公庫 借入 金額	自 己金 額	
5ヶ年 小計																			

別紙様式第5の2

〇〇県土地改良事業団体連合会適正化事業（緊急整備補修）拠出金台帳（例）

(No. )
(加入年)
(造成資金額)

拠出者名	(代表者 )
拠出者住所	(TEL )

(1) 適正化事業対象施設

(単位：千円)

施設名	所在地	定期診断 対象回数	規模・構造	数量	建設 年度	建設の 事業主体	整備補修の内容	事業費	拠出額	特記事項
		回								
合計										

(2) 拠出金交付金・整理表

(単位：千円)

年 度	拠出金			地方公共団体 補助金			交 付 金					拠出金 残額の 累計	特別拠出金		適正化事業実施経緯				
	拠出金納入		拠出金累計 (各年度末)	県	市 町村	計	交付 月日	交 付 金 明 細					特別拠 出金額	同左の 累計額	事業 内容	事 業 費			竣 功 検 査 年 月 日
	月日	金額						拠出金 相当額	地方公共 団体補助 金相当額	国庫補助 金相当額	計					総 額	公庫 借入 金額	自己 資金 額	
5小 ヶ年計																			

別紙様式第6

〇〇年適正化事業実施結果報告書

〇〇県土地改良事業団体連合会

(1) 資金拠出の実績

(単位：千円)

資金拠出団体数					資金拠出の明細					
土地改良区	農協	市町村	その他	計	土地改良区 等拠出金額	地方公共団体補助金			国庫補助 金相当額	計
						県	市町村	計		

(注) 1 「資金拠出団体数」欄には、会員以外のものを( )で内数として記載すること。  
 2 緊急整備補修にあつては、< >で外数として記載すること。

資金拠出対象施設施設数									左の建設事業主体別数			
ダム	頭首工	用排水機場	水路	樋(水)門	ため池		その他	計	国営	県営	団体営	計

(注) 緊急整備補修にあつては、< >で外数として記載すること。

(2) 土地改良施設の整備補修事業の実績

(単位：千円)

事業実施土地 改良区等名	事業内容				事業費					竣功 検査 年月日	備考
	施設名	整備補修の内容 及び 請負業者名	事業費	契約年月日 着工年月日 竣工年月日	交付 金額	株式会社 日本政策 金融公庫 からの 借入額	自己 資金額	その他	計		
〇〇改良区計											
県計											

(注) 緊急整備補修にあつては、< >で外数として記載すること。

(集計表)

事業実施団体数					事業実施施設数								
土地改良区	農協	市町村	その他	計	ダム	頭首工	用排水機場	水路	樋(水)門	ため池		その他	計

(注) 1 会員以外について、( )で内数として記載すること。  
2 緊急整備補修にあつては、< >で外数として記載すること。

別紙様式第7

〇〇年適正化事業実施結果報告書

全国土地改良事業団体連合会

(1) 資金造成の実績

(単位：千円)

地方連合会名	資金拠出団体数						資金造成の明細						
	土地改良区	農協	市町村	その他	計	左のうち		土地改良区等拠出金額	地方公共団体補助金			国庫補助金相当額	計
						会員	会員外		県	市町村	計		
全国計													

(注) 緊急整備補修にあつては、< >で外数として記載すること。

地方連合会名	適正化事業対象施設数									左の建設事業主体別数			
	ダム	頭首工	用排水機場	水路	樋(水)門	ため池		その他	計	国営	県営	団体営	計
全国計													

(注) 緊急整備補修にあつては、< >で外数として記載すること。



(2) 土地改良施設の整備補修事業の実績

(単位：千円)

地方連合会名	事業実施団体数						事業費明細					拠出金収支					
	土地改良区	農協	市町村	その他	計	左のうち		交付金額	公庫融資額	自己資金	その他	計	造成資金額	交付金額	差引残額	前年度までの累計残額	差引累計額
						会員	会員外										
全国計																	

(注) 緊急整備補修にあつては、< >で外数として記載すること。

地方連合会名	適正化事業対象施設数								
	ダム	頭首工	用排水機場	水路	樋(水)門	ため池		その他	計
全国計									

(注) 緊急整備補修にあつては、< >で外数として記載すること。

別紙様式第8

〇〇年度土地改良施設維持管理適正化事業運営委員会の実施結果報告

全国土地改良事業団体連合会

	委 員 会 開 催 状 況			備 考
	所 属・役 職	氏 名	任 期	
1 委員会名簿				
2 委員会検討 事項	開催年月日：〇〇年〇〇月〇〇日 (1) (2) (3) … …			
	開催年月日：〇〇年〇〇月〇〇日 (1) (2) (3) … …			
3 その他				

別紙様式第9

〇〇年度土地改良施設維持管理適正化事業補助金交付決定前着手届

農村振興局長 殿

全国土地改良事業団体連合会会長

土地改良施設維持管理適正化事業実施要領(昭和52年4月20日付け52構改B第601号農林水産省構造改善局長通知)第14の規定に基づき、別添実施計画に基づく適正化事業について、下記条件を了承の上、交付決定前に着手したいので、提出する。

記

- 1 補助金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、全国連合会が負担すること。
- 2 補助金交付決定を受けた補助金額が、交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 着手から補助金交付決定を受けるまでの期間内においては、計画変更は行わないこと。

別添

事業の内容	着手予定年月日	完了予定年月日	理由

